

# 「伐採届及び伐採後の造林の届出書」の提出時のポイント

## 1. 誰が届出者となるか

	立木を伐採する権限を有する者	植栽する義務が有する者
森林所有者が自ら伐採する	森林所有者	森林所有者
立木を伐採業者が伐採する場合【連名】	伐採業者	森林所有者

- 伐採業者は、自分自身が森林所有者となっていない限り、伐採業者単独で届け出ることはない
- 連名で届け出るときは、伐採業者と森林所有者の契約等が確認できる書類の写しを添付すること。

## 2. 届出日が伐採を始める日の30日から90日前か

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和 年 月 日

阿蘇市長 様

伐採する者 (伐採業者等) 住所 氏名 電話番号 印

造林する者 (森林所有者) 住所 氏名 電話番号 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市	町	村	大字	字	地番
---	---	---	----	---	----

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採年齢				
伐採の期間				

届出日が伐採を始める 90 日から 30 日前までになっているか

### 3. 造林の時期が適切か

造林の方法	造林の期限
人工造林	伐採した日の翌年から2年以内に植栽を完了
天然更新	伐採した日の翌年から5年以内に天然更新を完了 天然更新をしていない場合は伐採した日の翌年から7年以内に植栽を完了

〇スギ、ヒノキ等の人工林を伐採したときは「人工造林」とすること。一般的に、スギ、ヒノキ等の人工林を伐採しても天然更新することは非常に困難である。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新がなされない場合				

造林の時期が適切であるか

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

### 4. 適合通知等が必要であるか

4 備考

適合通知等の希望の有無 ( 有 ・ 無 )

### 5. 添付書類

森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置および伐採区域がわかる図面
届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証な）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出
隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類